



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年4月号](#) 平成28年4月号 平成27年災害統計

平成28年4月号 平成27年災害統計

ページ番号195681

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

ツイート

シェア

2016年4月1日

平成27年中に京都市内で発生した災害(火災・救助・救急)の概要がまとまりましたので、資料として活用してください。
数値等については、一部、概数で集計してあります。

平成28年
4月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

閉じる



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年4月号](#)
[平成28年4月号](#) [平成27年災害統計](#) 火災

火災

ページ番号195704

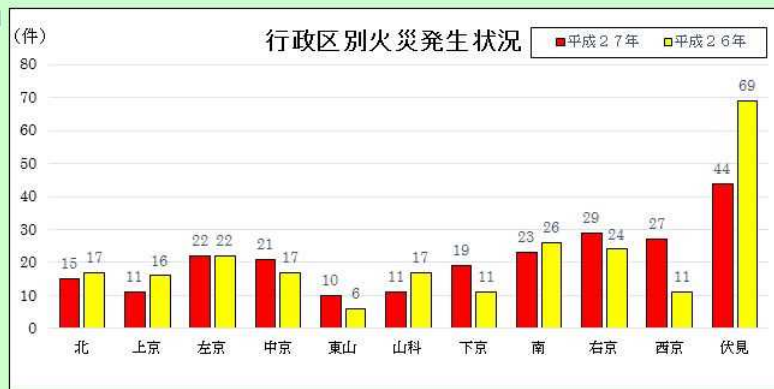
ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます [Twitter](#) [シェア](#) 2016年4月1日

◆ 火災の状況

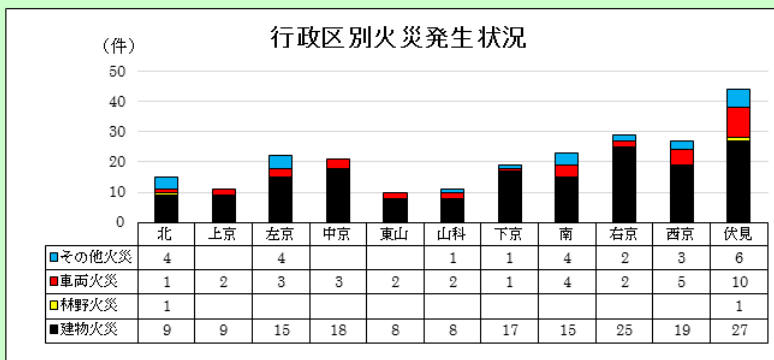
● 火災発生件数

平成27年中の火災は232件で前年比4件減少し、出火率(人口1万人当りの出火件数)は1.6となりました。
 行政区別では、前年比5行政区(北, 上京, 山科, 南, 伏見)で減少しました。(グラフ1及びグラフ2参照)

【グラフ1】

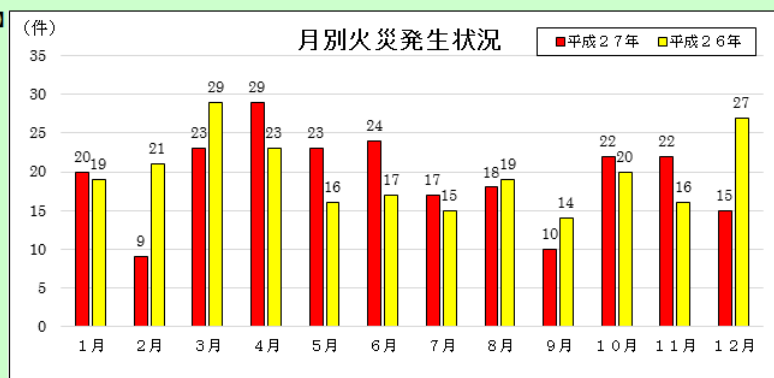


【グラフ2】

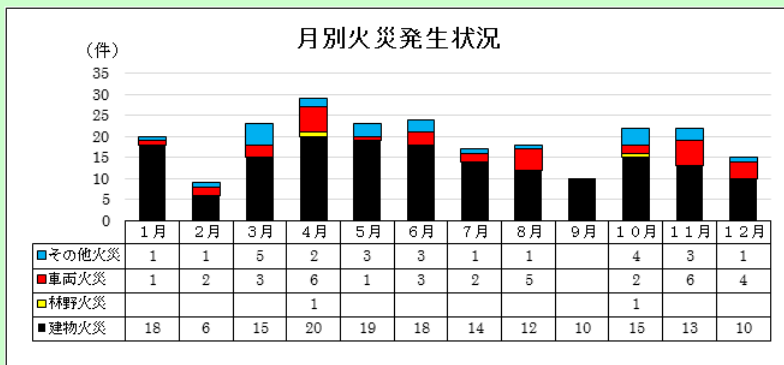


月別では、2月と12月が前年比12件の大幅な減少となった反面、5月と6月が7件増加となるなど、年間を通じて増減が繰り返されました。また、2月が9件となり、冬場の時季に一桁台の発生は珍しい結果となりました。(グラフ3及びグラフ4参照)

【グラフ3】



【グラフ4】



● 火災種別

火災種別ごとに見ると、建物火災が170件(全火災の73%)、林野火災が2件(同1%)、車両火災が35件(同15%)、その他火災が25件(同11%)となりました。

月別の火災種別ごとの発生状況を見ると、建物火災では2月の6件を除き、全ての月で10件以上発生しています。また、河川敷の雑草や空地のごみ等が燃えるといった「その他火災」は、春先と秋口に多く発生しています。

◇ 林野火災

林野火災は2件発生し、火災原因はたき火(火の粉を含む。)、ローソクが各1件でした。

◇ 車両火災

車両火災は35件発生し、前年に比べ6件の増加となりました。

車種別では、乗用車が21件、二輪車が10件、貨物車が4件となりました。

火災原因では、放火(疑いを含む。)が13件、排気管が8件、衝突発火が4件、たばこが3件、交通機関内配線が2件などとなりました。

出火時の状況では、駐車中が20件、走行中が11件、停車中が4件となりました。

◇ その他火災

その他火災は25件の発生で、前年に比べ11件減少しました。

出火箇所別では、河川敷が9件、建物の敷地内が8件、畑が2件、資材置場、学校のグラウンド、公園、墓地、建物の周囲、屋上が各1件となりました。

火災原因別では、たき火(火の粉を含む。)が8件、放火(疑いを含む。)が6件、たばこが4件、こんろ、焼却炉が各1件などとなりました。

◆ 火災被害

● 火災被害

建物の焼損床面積は4,727㎡で、前年比1,004㎡の増加となり、火災損害額は279,893(千円)で、前年比40,816(千円)の増加となりました。

住宅からの火災が減少したことなどにより、り災世帯、り災人員が減少しました。

なお、林野火災の焼損面積5アールは、昭和23年の自治体消防発足以来、最少となりました。

● 死傷者の発生状況

◇ 死者

火災による死者は6人発生し、前年に比べ11人の減少となりました。この6人という死者数は、昭和39年の6人以来、51年ぶりに少ない人数となりました。(表1参照)

死者が発生した火災種別は、建物火災が5人、その他火災が1人となり、建物火災は全て住宅(一般住宅で4人、共同住宅で1人)で発生しています。

また、6人のうち、65歳以上の高齢者が3人、身体に障害のある方が1人となりました。

【表1】

【過去10年間の火災による死者数】 (人)

年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
人数	21	22	16	19	15	14	15	18	17	6

※ 人数には、放火自損(巻添者、殺人放火の犠牲者等)を含みます。

◇ 負傷者

負傷者は、50件の火災により61人が負傷し、前年に比べ8人増加しました。

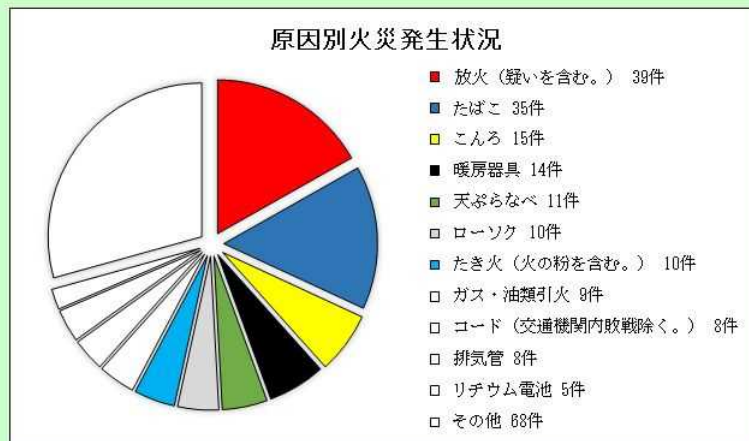
負傷者の発生した火災は、建物火災で54人、車両火災で3人、その他火災で4人となりました。

なお、1件の火災で2人が負傷した火災が4件、3人及び5人が負傷した火災が各1件発生しました。

負傷程度は、軽症が29人、中等症が26人、重症が6人でした。

◆ 火災原因別

【グラフ5】



● 放火（疑いを含む。）

放火火災は39件発生し、前年に比べて19件減少し、全火災の17%を占めました。

火災種別では、建物火災が20件で全建物火災の12%、車両火災が13件で全車両火災の37%、その他火災が6件で全その他火災の24%を占めており、車両火災とその他火災に占める放火火災の比率が高いことがわかります。

月別では、6月と10月が各6件、4月と11月が各5件、3月が4件、1月と5月が各3件、7月と12月が各2件、2月、8月、9月が各1件となりました。

時間別では、午後6時台から午前5時台までの夜間が28件で全体の72%、午前6時台から午後5時台までの昼間が11件で全体の28%を占めました。全火災に占める比率で見ると、全夜間発生件数109件のうちの26%、全昼間発生件数123件のうちの9%と、放火火災は夜間に発生する比率が高いことがわかります。

出火箇所別では、屋外が21件、屋内が18件でした。屋外では、敷地内が10件、建物外周部が6件、駐車（輪）場が4件、河川敷が1件で、屋内では寝室等の居室が5件、屋内ガレージ、倉庫が各3件、階段が2件などとなりました。

● たばこ

たばこ火災は35件発生し、前年に比べ8件増加し、全火災の15%を占めました。

火災種別では、建物火災が28件、車両火災が3件、その他火災が4件となりました。

建物の業態では、住宅火災が24件（一般住宅8件、共同住宅16件）で全住宅火災の24%を占めたほか、工場・作業場、飲食店、倉庫、物品販売店舗で各1件発生しました。

出火経過別では、火種が残った吸殻をごみ箱等に捨てる等の「捨場不適」が18件、寝たばこや喫煙中に火種が落下する等の「火源落下」が16件などとなりました。

出火箇所別では、寝室や居間などの居室が20件、河川敷が4件、ベランダ、倉庫、荷台が各2件などとなりました。

出火責任者の判明しているのは27件で、65歳以上の高齢者が6人となりました。

たばこ火災により3人が死亡しています。

【写真1】



● こんろ

こんろ火災は15件発生し、前年に比べ6件増加し、全火災の6%を占めました。

火災種別は、建物火災が14件、その他火災が1件となりました。

建物の業態では、住宅が10件（一般住宅が3件、共同住宅が5件、併用住宅が2件）、飲食店が3件などとなりました。

こんろの種別では、都市ガスこんろが9件、LPガスこんろが3件、電気こんろが2件、LPガスカセットこんろが1件となりました。

出火の経過は、付近に置かれていた可燃物が何らかの要因で着火したもので、考え違いによりガスこんろの上に電気ポット等を置き点火したものが各3件、ガスゴム管が輻射熱で発火したもので、壁体と近接していたため伝導過熱により壁体内から発火したもので、スイッチに身体が触れたためスイッチが入ったもので、調理後の火を消し忘れたため出火したものが各2件などとなりました。

● 暖房器具

暖房器具火災は14件発生し、前年に比べ3件増加し、全火災の6%を占め、1人が死亡しました。

火災種別では、建物火災が13件、その他火災で1件発生しました。建物業態では、住宅火災が9件（一般住宅6件、共同住宅2件、併用住宅1件）、倉庫が2件、工場・作業場、寮が各1件となりました。

器具別では、電気ストーブが12件、まきストーブ、自作ストーブが各1件でした。

電気ストーブ12件の出火経過では、布団等の可燃物が接触したものが8件、落下した物品によりスイッチが入ったものが2件、機器の欠陥によるもの、電源プラグを間違えたものが各1件などとなりました。

【写真2】



● 天ぷらなべ

天ぷらなべ火災は11件発生し、前年に比べ1件減少しました。

全て建物火災で発生し、飲食店で7件、共同住宅で3件、一般住宅で1件となりました。

出火責任者の年代は、20歳代、40歳代、50歳代が各3人、60歳代、70歳代が各1人で、男女別では、男性が9人、女性が2人となりました。

出火時の状況では、油の加熱中と調理後の消し忘れが各4件、調理中が2件、廃油処理のための再加熱時が1件でした。

【写真3】



● **ロースク**

ロースク火災は10件発生し、前年に比べ3件増加しました。

火災種別では、建物火災が9件、林野火災で1件発生し、建物火災は全て住宅（一般住宅が4件、共同住宅が2件、併用住宅が3件）で発生しています。

ロースクの使用目的は、仏壇や神棚の灯明が9件、明かり採りが1件となりました。

建物火災の出火責任者の年代は、40歳代、60歳代、70歳代、80歳代が各2件、90歳代が1件となりました。

● **たき火(火の粉を含む。)**

たき火火災は10件発生し、前年に比べ2件減少しました。

火災種別では、その他火災が8件、建物火災と林野火災が各1件となりました。

月別では、10月が3件、3月と5月が各2件、1月、2月、8月が各1件となりました。

経過別では、たき火が周囲の下草等に拡大したものが5件、火の粉が飛散したものが2件などとなりました。

◆ **業態別**

● **住宅火災**

【表2】

【住宅火災の火災原因別の状況】

火災原因 区分	たばこ	放火※	こんろ	暖房器具	ロースク	ガス油類引火	天ぷらなべ	コード	火遊び	その他	計
一般住宅	8	8	3	6	4	5	1	3		10	48
共同住宅	18	1	5	2	2		3	1	2	10	42
併用住宅		1	2	1	3	2				2	11
計	24	10	10	9	9	7	4	4	2	22	101
比率(%)	24	10	10	9	9	7	4	4	2	22	—

※ 放火には放火の疑いを含みます。

住宅からの火災原因で最も多いのがたばこによるもので、住宅火災全体の24%を占め、次いで放火(疑いを含む。)とこんろが各10%、暖房器具とロースクが各9%などとなりました。

一般住宅の出火箇所では、寝室や居間などの居室が29件(60%)、台所が8件(17%)、屋内駐車場、物置、天井裏が各2件などとなりました。

共同住宅のうち、住戸部分から出火したものは39件(93%)で、そのうち、寝室や居間などの居室が27件、台所が10件などとなりました。

併用住宅のうち、住宅と併用された業態は、物品販売店舗、飲食店、工場・作業場、事務所、サービス店舗が各2件、病院が1件となりました。

● **高齢者等宅火災**

65歳以上の高齢者及び身体に障害がある者(以下「高齢者等」という。)の居住する住宅からの火災は45件発生し、全住宅火災の45%を占めました。

住宅の区分では、一般住宅が25件、共同住宅が13件、併用住宅が7件となりました。

火災原因別では、たばこが10件、暖房器具が7件、ロースクが6件、こんろが5件、ガス・油類引火が4件、放火(疑いを含む。)が3件などでした。

高齢者等本人が出火責任者となったものは34件で、全高齢者等宅火災の76%を占めました。

出火責任者となった高齢者等の年代別では、70歳代が17人、80歳代が9人、60歳代が4人、90歳代が3人、50歳代が1人となりました。

世帯の状況では、一般世帯が19件、独居世帯が17件、高齢者世帯が9件となりました。

● 飲食店火災

飲食店からの火災は21件発生し、前年に比べ6件増加し、全建物火災の12%を占めました。

火災原因別では、天ぷらなべが7件、こんろ、無煙ロースターが各3件、コード(交通機関内配線を除く。)が2件などとなりました。

● 工場・作業場火災

工場・作業場からの火災は20件発生し、前年に比べ14件増加し、全建物火災の12%を占めました。

火災原因別では、溶接・溶断機、電気乾燥機が各2件、放火(疑いを含む。)、たばこ、暖房器具、ガス・油類引火、コード(交通機関内配線を除く。)、自然発火、コンデンサが各1件などとなりました。

時間別では、午後6時台から午前5時台までの夜間、午前6時台から午後5時台までの昼間とも各10件となりました。

● その他の業態

◇ 倉庫火災

倉庫からの火災は5件発生し、火災原因別では、暖房器具が2件、放火(疑いを含む。)、たばこ、コンデンサが各1件となりました。

◇ 物品販売店舗火災

物品販売店舗からの火災は4件発生し、火災原因では、放火(疑いを含む。)、たばこ、火遊びが各1件などとなりました。

◇ 事務所火災

事務所からの火災は4件発生し、火災原因では放火(疑いを含む。)が2件、コード(交通機関内配線を除く。)、コンデンサが各1件となりました。

【表3】 平成27年中の火災発生状況(速報値)

区 分	単位	平成27年 (A)	平成28年 (B)	前年比 (A)-(B)	
火 災 件 数		232	236	-4	
建物火災	件	170	166	4	
軒野火災		2	5	-3	
車両火災		35	29	6	
その他火災		25	36	-11	
火災被害					
り災世帯	世帯	186	187	-1	
り災人員	人	344	349	-5	
死者	人	6	17	-11	
負傷者	人	61	53	8	
建物焼損床面積	m ²	4,727	3,723	1,004	
軒野焼損面積	アール	5	15	-10	
損害額	千円	279,893	239,077	40,816	
火 災 原 因					
放火(疑い含む)	件	39	58	-19	
たばこ		35	27	8	
こんろ		15	9	6	
暖房器具		14	11	3	
天ぷらなべ		11	12	-1	
ロソク		10	7	3	
たき火		10	12	-2	
その他		98	100	-2	
業 態 別					
住宅火災		件	101	111	-10
一般住宅	48		63	-15	
共同住宅	42		42	0	
併用住宅	11		6	5	
飲食店	21		15	6	
工場・作業場	20		6	14	
倉庫	5		9	-4	
物品販売店舗	4		8	-4	
事務所	4		3	1	
その他	15		14	1	

平成28年
4月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉る



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年4月号](#)
[平成28年4月号](#) [平成27年災害統計](#) [救助](#)

救助

ページ番号 195705

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます [ツイート](#) [シェア](#) 2016年4月1日

◆ 救助事故活動件数・救出人員

平成27年中の活動件数は898件で、前年より61件増加しました。救出人員は613人で、前年より39人増加しました。(グラフ1参照)



◆ 事故種別ごとの活動件数

事故種別ごとの活動件数は、「建物等による事故」が最も多く568件(63.3%)、次に「その他の事故」の232件(25.8%)、「交通事故」の59件(6.6%)となっており、「建物等による事故」と「その他の事故」で全件数の約89.1%を占めています。

活動件数は、「建物等による事故」及び「その他の事故」が前年よりも増加したほかは、「機械による事故」を除く全ての種別で減少しており、「火災」が11件、「交通事故」が14件、「水難事故」が1件減少しました。(表1参照)

【表1】

事故種別別活動件数 (件)

種別	27年	前年比
火災	10	-11
交通事故	59	-14
水難事故	19	-1
機械による事故	10	±0
建物等による事故	568	+73
その他の事故	232	+14
合計	898	+61

「建物等による事故」は、前年比73件増の568件で、平成15年から年々増加しています。「建物等による事故」の特徴は、屋内急病事案等で玄関が施錠されているため屋内進入ができず、救助隊等が救助活動を行った事案が504件あり、「建物等による事故」全件数の88.7%を占めました。(表2参照)

【表2】

建物等による事故の内訳 (件)

区分	27年	前年比
玄関施設事案	504	+55
閉じ込め事案	43	+22
挟まれ事案	2	-13
高所からの救出	6	+4
その他の事案	13	+5
合計	568	+73

次に「その他の事故」では、山岳地での事故が前年比21件増の83件で、過去10年間で最も多い年となりました。低所への転落事故は56件、担架搬送29件で、この3つの事案で「その他の事故」全件数の約72%を占めています。(表3参照)

「交通事故」では、車両内での挟まれた事案等が38件、自転車・バイクが関係する事故が16件、列車が関係する事故が5件でした。

「水難事故」の発生場所は、桂川(保津川を含む。)が最も多く8件、次に鴨川(賀茂川を含む。)が2件、その他の小河川等が7件、市外の河川が2件でした。

【表3】

その他の事故の内訳 (件)

区分	27年	前年比
山岳	83	+21
転落	56	+4
担架搬送	29	+2
挟まれ	25	-3
自然災害	1	±0
ガス・酸欠	4	-5
その他	34	-4
合計	232	+14

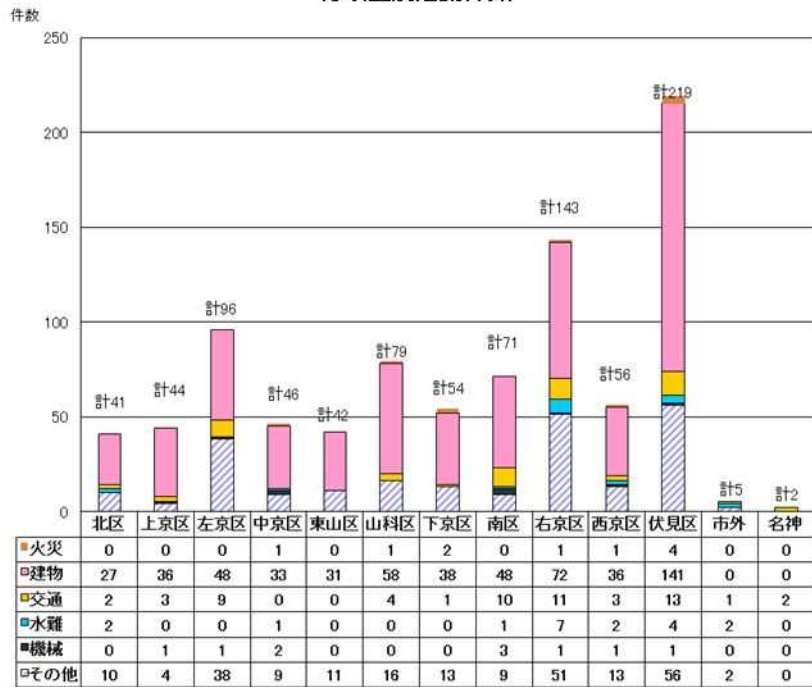
◆ 行政区別活動件数

行政区別活動件数は、伏見区の219件が最も多く、次いで右京区143件、左京区96件の順となり、最も少なかったのは、北区の41件でした。(グラフ2参照)

事故種別ごとの発生状況では、「火災」、「建物等による事故」、「交通事故」、「水難事故」、「その他の事故」は、伏見区で最も多く発生しました。「機械による事故」は、南区が3件、中京区2件の順で多く発生しました。

【グラフ2】

行政区別活動件数

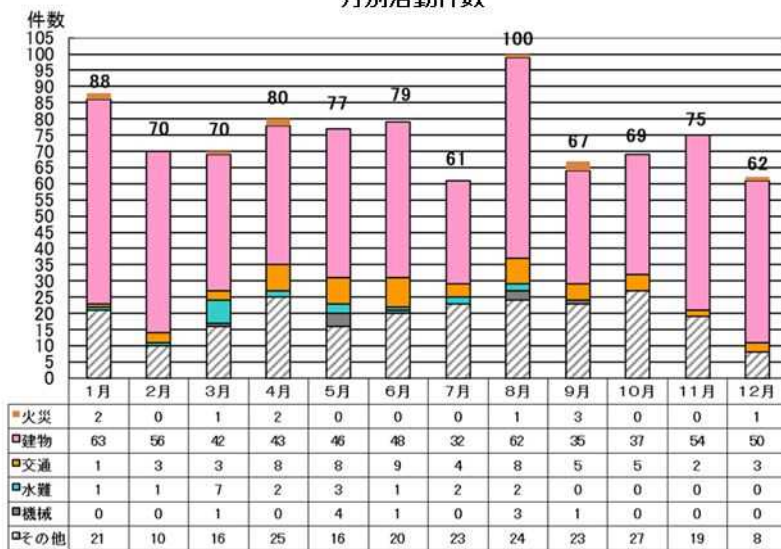


◆ 月別活動件数

月別活動件数では、8月の100件が最も多く、次いで1月の88件、4月の80件、6月の79件の順となりました。逆に最も少なかったのは、7月の61件でした。(グラフ3参照)

【グラフ3】

月別活動件数



◆ 事故種別別救出人員

救出人員は、613人で、前年に比べ39人増加しました。

事故種別ごとの救出人員は、「火災」13人、「建物等による事故」287人、「交通事故」65人、「機械による事故」16人、「水難事故」8人、「その他の事故」224人を救出しました。

「火災」、「交通事故」及び「水難事故」が前年よりも減少したほかは、全ての種別で増加しました。

特に、「その他の事故」の救出人員が前年比25人増と大きく増加しました。(表4参照)

【表4】

事故種別別救出人員 (人)

種別	27年	前年比
火災	13	-3
交通事故	65	-4
水難事故	8	-3
機械による事故	16	+7
建物等による事故	287	+17
その他の事故	224	+25
合計	613	+39

平成28年
4月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話:075-682-0119

ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年4月号](#)
[平成28年4月号](#) [平成27年災害統計](#) [救急](#)

救急

ページ番号195707

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



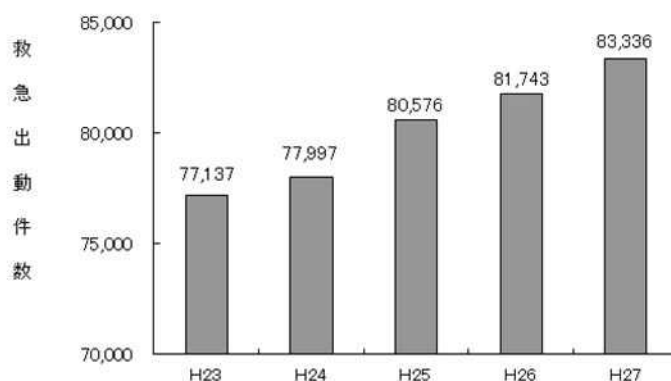
2016年4月1日

◆ 救急出動状況

平成27年中の救急出動件数は、83,336件で、前年と比較すると1,593件(1.9%)の増加となりました。(グラフ1参照)
 これは、1日平均228件、6.3分に1件出動したことになります。

【グラフ1】

救急出動件数の推移



● 事故種別別

事故種別別では、急病が54,920件(65.9%)と最も多く、次に一般負傷の12,786件(15.3%)、交通の8,215件(9.9%)となっており、この3つの事故種別で全件数の約91.1%を占めています。(表1参照)

【表1】 事故種別別救急出動件数 (件)

区分	H27	前年比
急病	54,920	1,299
一般	12,786	828
交通	8,215	-520
転院	3,711	-116
自損	722	-94
加害	550	2
労災	492	79
火災	370	80
運動	311	-2
水難	15	3
自然	2	-2
その他	1,242	36
合計	83,336	1,593

● 行政区別

行政区別では、伏見区が16,813件と最も多く、次に右京区9,775件、左京区8,072件の順となっています(表2参照)

【表2】 行政区別救急出動件数 (件)

区分	H27	前年比
北	5,491	95
上京	4,394	-144
左京	8,072	151
中京	7,261	105
東山	3,645	243
山科	7,289	319
下京	7,540	89
南	6,596	-13
右京	9,775	225
西京	6,329	131
伏見	16,813	406
名神	71	-7
その他	60	-7
合計	83,336	1,593

● 救急隊別

救急隊別の救急出動件数は、四条救急隊の4,308件が最も多く、1隊あたりの平均出動件数は、2,778件となりました(表3参照)

【表3】 救急隊別救急出動件数 (件)

区分	H27	前年比
南	3,271	-60
西八条	3,557	-89
京都駅西	2,901	254
右京	3,702	265
嵯峨	2,214	131
京北	355	51
西京	3,233	172
洛西	2,194	-74
伏見	3,802	-33
淀	1,106	84
神川	1,741	212
向島	2,206	-98
南浜	3,400	188
醍醐	3,153	-77
その他	120	-480
合計	83,336	1,593

区分	H27	前年比
北	3,281	8
上京	3,164	-119
北野	3,740	2
左京	3,414	40
岡崎	2,753	127
岩倉	1,957	134
大原	273	-7
中京	3,318	14
四条	4,308	73
寺町	3,288	55
東山	2,474	-68
山科	3,161	-599
勧修寺	2,394	-204
大塚※	2,353	1,730
下京	3,048	-106
塩小路	3,455	67

※ 大塚救急隊は、平成26年10月1日から運用しています。

◆ 傷病者の救護状況

平成27年中の救護人員は、75,392人となり、前年と比較すると1,187人(1.6%)の増加となりました。

● 事故種別別

事故種別別では、急病が49,817人(66.1%)と最も多く、次に一般が11,936人(15.8%)、交通が8,056人(10.7%)となり、この3つの事故種別で全救護人員の92.6%を占めています。(表4参照)

【表4】 事故種別別救護人員
(人)

区分	H27	前年比
急病	49,817	1,195
一般	11,936	705
交通	8,056	-476
転院	3,635	-141
自損	544	-94
加害	457	-39
労災	487	90
運動	310	-3
火災	77	-4
水難	7	3
自然	1	-1
その他	65	-48
合計	75,392	1,187

● 傷病程度別

傷病程度別では、軽症が49,969人(66.3%)と最も多く、次に中等症の22,740人(30.2%)、重症の2,265人(3.0%)となっています。

● 高齢者の救護状況

平成27年中の65歳以上の高齢者の救護人員は、41,643人で前年と比較して1,122人(2.8%)の増加となりました。全救護人員のうち、高齢者割合は55.2%となっています。(表5参照)

【表5】 高齢者の救護状況
(人)

区分	H27	前年比
全救護人員	75,392	1,187
高齢者救護人員	41,643 (55.2%)	1,122 (増加率2.8%)

平成28年
4月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

平成28年4月号 庶務課通信

ページ番号 194632

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート

 シェア

2016年4月1日



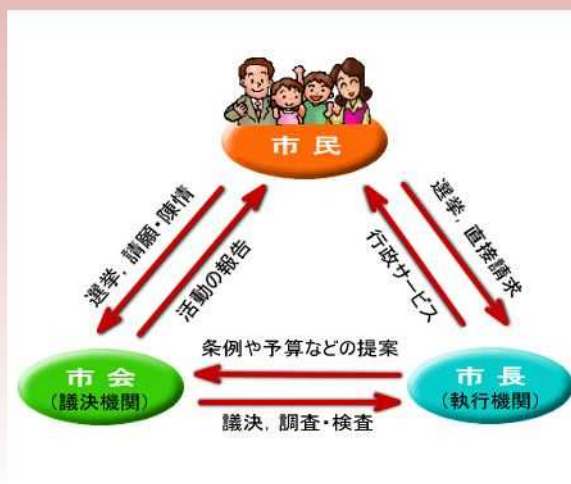
今月は、庶務課庶務担当から市会と市長の関係や市会の流れなどについて、わかりやすく紹介したいと思います。

* 市会と市長 *

市会は、条例案など、市政に関する審議を行い、市としての意思や基本的な方針を決める議決機関としての役割と、市政が適正に行われているかを監視する役割を持っています。

一方、市長は、市会の決定を進めていく執行機関としての役割があります。

市会と市長は、互いに協力やけん制をしながら、より良い市政の実現に努めています。



○ 二元代表制

法律や予算などを審議・決定する権限を持つ議員と、その執行に責任を持つ行政の長を、それぞれ住民の直接選挙で選ぶ制度です。二元代表制の特徴は、市会と市長が共に市民を代表し、独立・対等な立場で緊張関係を保ちながら、自治体運営を行うことです。

* 市会議員 *

市会は、市民から選挙で選ばれた議員をもって構成されています。議員は、市民の代表として、市民の声を市政に反映し、市民の福祉の増進に努めています。京都市会の議員定数は、平成26年3月26日の条例改正により、69名から2名減(上京区及び左京区、各1名減)の67名となりました。また、議員の任期は4年と定められています。

* 議長・副議長 *

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は市会の代表であり、議場の秩序を保ち、会議を進め、市会の事務を指揮・監督します。また、副議長は、議長が不在のときなどに、議長に代わって議長の職務を行います。

* 会派 *

1. 政治的に同じ考え方や意見を持った議員が集まって作る、市会内の団体のことをいいます。
2. 会派は、2名以上で結成することができます。
3. 市会各会派の連絡交渉、その他議事運営のため、所属議員5人以上の会派から委員を選出し、市会運営委員会が組織されます。

＊ 市会の権限 ＊

市会の権限とは、地方自治法(第二節)に基づいて市会が行うことができる行為の範囲をいい、主なものは次のとおりです。

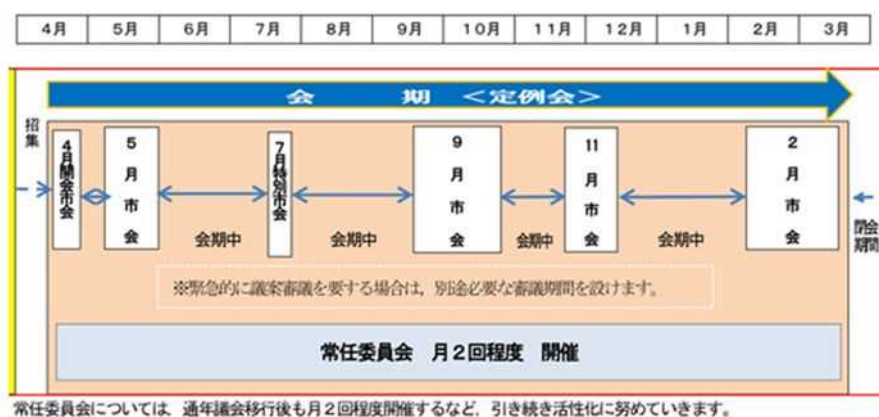
議 決	市会の権限のうち最も基本的なもので、条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定、重要な契約の締結などを議決し、市としての意思決定などを行います。
選 挙 権	議長・副議長や選挙管理委員などを選挙します。
検査権・監査の請求権	市の事務を市会として独自に調査し、必要に応じて関係者の出頭や証言などを求めることができます。
調 査 権	市の事務を市会として独自に調査し、必要に応じて関係者の出頭や証言などを求めることができます。
同 意 権	副市長、監査委員などの選任の際に、同意や承認を行います。
意見書提出権	市の公益に関することについて、国会や関係のある行政庁に意見書を提出することができます。
請願・陳情受理権	市政に対する要望など、市民から提出された請願・陳情を受理します。 なお、審議の結果、採択された請願は、市長などに通知して、その実現を要請します。

＊ 市会の会期（通年議会の導入） ＊

平成26年度から、これまで年4回とされていた定例会の回数が年1回に改められ、会期をおおむね1年とする「通年議会」が導入されました。

会期中には、集中的に本会議や委員会を開いて議案等の審議を行うための集中審議期間(年4回:5月、9月～10月、11～12月、2月～3月)を定例的に設けるとともに、緊急に議案等の審議が必要な場合には、別途、必要な審議期間を設けるなど、市会として速やかな対応が可能となります。

《会期のイメージ》



≪各集中審議期間の特徴≫

定例会の種類	会期	主な議案・特徴
5月市会 (5月中旬～5月下旬)	約15日間	○ 補正予算、条例改正等の審査 ○ 一般質問(1日)
9月市会 (9月中旬～10月下旬)	約35日間	○ 決算審査(一般会計及び各特別会計), 市長総括質疑(2日) ○ 補正予算、条例改正等の審査 ○ 一般質問(2日)
11月市会 (11月中旬～12月上旬)	約15日間	○ 補正予算、条例改正等の審査 ○ 一般質問(1日)
2月市会 (2月中旬～3月下旬)	約30日間	○ 予算審査(一般会計及び各特別会計), 市長総括質疑(2日) ○ 予算議案に対する本会議質疑(2日) ○ 補正予算、条例改正等の審査

＊ 委員会 ＊

本会議での審議を効率的に行うため、少人数の議員による委員会を設け、議案などについて、詳細で専門的な審査を行うものです。

1. 常任委員会...常設の委員会です。条例などの議案、請願・陳情の審査などを行うとともに、それぞれの委員会が担当する市の事務に関する調査などを行います。

(平成28年3月24日現在)

名称	所管	定数
経済総務委員会	行財政局、総合企画局、産業観光局、会計管理者、選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	14
くらし環境委員会	環境政策局及び文化市民局の所管に属する事項	14
教育福祉委員会	保健福祉局及び教育委員会の所管に属する事項	14
まちづくり委員会	都市計画局及び建設局の所管に属する事項	14
交通水道・消防委員会	消防局、交通局及び上下水道局の所管に属する事項	13

2. 特別委員会...常任委員会と異なり、特定の問題を審査・調査するために必要に応じて設置される委員会です。性格上、その問題の続く間だけ存続するものです。

名称	設置時期	委員の構成	関係局
予算特別委員会	2月市会ほか	委員会開会時に決定	全局・室・行政委員会
決算特別委員会	9月市会	同上	同上

市会の基本的なことを中心に紹介しましたが、実践的な内容等については、総合企画局において「議会事務の手引」が作成されていますので、興味のある方は、庶務課庶務担当まで御連絡ください。

平成28年
4月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる

現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年4月号](#)
 平成28年4月号 予防タイムズ・リターンズ

平成28年4月号 予防タイムズ・リターンズ

ページ番号 195590

[ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます](#)
[ツイート](#)
[シェア](#)

2016年4月1日



平成24年度から26年度まで、機関誌「京都消防」に掲載していた「予防タイムズPART3」。予防業務の経験が少なくても理解しやすいということで、非常に好評だった新人消防士とベテラン司令補の対話形式での記事が、この度、「Web京都消防」で復活!!「予防タイムズ・リターンズ」として、平成28年4月号から、同形式で掲載することとしました。

まず今月は、第1回として、今年度から施行される法令改正について解説します。

◆ 6項イ用途の細分化について

後輩

先輩、お久しぶりです！

先輩

おお～、久しぶりだなあ！1年ぶりかあ...元気にしていたか？

後輩

はい！

ところで先輩、平成28年4月1日から病院の基準が変わると聞いたのですが、何が変わるのですか？

先輩

おっ！早速の質問だな(笑)。

病院の基準が変わるのではなくて、消防用設備等の設置基準に応じて項判定が細分化するもので、これまでの用途などの取扱いが変わるわけではないぞ。消防法施行令(以下「令」という。)別表第1は知っているな？そこに掲げられている6項イが、これまでは「病院・診療所又は助産所」としか示されていなかったんだが、今年度からは、

6項イ	(1)	病院 1. 特定診療科名を有すること。 2. 療養病床、一般病床を有すること。
	(2)	診療所 1. 特定診療科名を有すること。 2. 4人以上の入院施設を有すること。
	(3)	(1)(2)以外の病院、診療所と有床助産所
	(4)	無床の診療所と無床の助産所

となったんだ。

後輩

何でそんなことをするんですか？病院や診療所って、どれも同じなのでは...？

先輩

平成25年に福岡県福岡市の診療所で火災があったのを覚えているな？あの火災を契機に、病院と診療所に対する防火基準を見直すことになったんだが、病院等の実態を調査していくうちに、病院や診療所といっても様々な形態があって、規模や構造だけでは火災発生時の人命危険の判断が難しいことがわかったんだ。

後輩

そんなに違いがあるんですか？

先輩

まず、病院は入院患者数が20人以上と決まっています、それ未満の診療所とでは、規模が違うだろう？それに、入院しているといっても、全部の患者が避難ができない人ばかりだとは言いきれないし、患者は基本的には医師や看護師の管理下にあるのだから、火災が発生しても、避難が困難になるリスクは他の対象物に比べて少ないとも考えられる。

後輩

なるほど！実態に応じて、細かく消防用設備等の設置基準を変えたんですね。

先輩

そうだ。具体的に言うと、スプリンクラー設備と火災通報装置、自動火災報知設備(平成27年度から施行)、消火器の設置基準が変わる。表にすると、ざっとこんな感じだ。

6項イ用途 (避及対象)	スプリンクラー設備 (平成37年6月30日まで)	火災通報装置 (平成31年3月31日まで)	自動火災報知設備 (平成30年3月31日まで)	消火器 (施行日)
(1) 病院	面積にかかわらず全て	全て義務	全て義務	全て義務
(2) 診療所	面積にかかわらず全て			
(3)(1)(2)以外の病院・診療所と有床助産所	延べ3,000㎡以上			
(4) 無床診療所等	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし

後輩

それじゃあ、病院や有床診療所となった場合は、全て、スプリンクラー設備の設置が義務になるんですね？

先輩

いやいや、病院を6項イ(1)と判定する前提として、「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。」とあるんだ。

後輩

うーん・・・それは一体何ですか？

先輩

さっきも言ったとおり、病院と一口に言ってもいろいろで、少ない職員数で運営しているところもあれば、一定の職員数を確保しているところもあって、差が大きいんだ。だから、職員数を確保していると判断できる場合は、6項イ(3)で判定する場合がある。具体的には、消防法施行規則(以下、「規則」という。)第5条第3項にその基準が示されているぞ。

注意すべきところは、1と2の両方を満たす必要があるということ。あと、2では、宿直勤務(仮眠ができる勤務)がある職員は除くことになるということだな。

◎ 次のいずれにも該当する体制
1 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときは2、26床を超えるときには、2に、13床までを増すごとに1を加えた数を、常時、下回らない体制
かつ
2 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員(宿直勤務を行わせる者を除く。)の数が、病床数が60床以下のときは2、60床を超えるときは、2に、60床までを増すごとに2を加えた数を、常時、下回らない体制

後輩

少ない職員数で運営している病院については、消防用設備等の手助けが必要って訳ですね。

ところで、令別表第1の6項イ欄の(1)病院と(2)診療所のところをよく読むと、両方に「診療科名中に特定診療科名を有すること。」って書いてあるんですが、特定診療科名って何ですか？

先輩

診療科名っていうのは、医療における診療の専門分野区分のことで、その中で規則第5条第4項に指定されたものを「13診療科名」と言い、その科名以外の診療科名を「特定診療科名」と言うんだよ。

◎ 規則第5条第4項

13 診療科名	肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科、歯科 (組み合わせた診療科も含む例:口腔外科、小児歯科等) ※ 旧診療科名(皮膚泌尿器科、肛門科)は皮膚科、泌尿器科、肛門外科と読み替えることが可能。 ※ 麻酔科は、麻酔科だけで患者の様態を表すものではないので、麻酔科以外の診療科名で判断する。
特定診療科名	内科、心療内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、リウマチ科、外科、整形外科、脳神経外科、その他上記13診療科目以外の診療科

後輩

何だか違いが分かりにくいんですけど、どんな違いがあるんですか？

先輩

法令改正の検討会で、「13診療科名の診療を受けている患者は、病院職員による一定の支援があれば避難できると想定されたから。」とのことだ。

後輩

なるほど！でも、病院によっては、職員数やベット数も数えないといけなし、一般病床と療養病床だけならいいけど、ほかの種類もありそうだし...、何だか大変そうですね。

先輩

実は、そういった医療機関の情報は一般に公開されていて、我々も、いつでも確認できる方法があるんだよ。

後輩

区役所の窓口などに行かないとだめですか？

先輩

いやいや、インターネットで確認できるよ。医療機能情報提供システムといって、各都道府県知事に医療機関の開設者などが報告した医療機関情報の内容を公開しているんだ。京都府の場合は、「よろずネット」で検索すればすぐにわかるよ。

後輩

なるほど！そんな手があったんですね。

先輩

ちょっと複雑でややこしくなるけど、一つずつ確認していけば大丈夫！それにスプリンクラー設備に限っていえば、遡及期限は10年間(平成37年6月30日)もあるから、じっくりいこうぜ！

後輩

そうか！じゃあ、もしかしたらその頃には、先輩は定年退職を迎えているかもしれませんねえ～。アッハッハ！

先輩

そうなんだ。だからこそ、一刻も早く、君に一人前になってほしいんだよ・・・。

平成28年
4月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

閉る

平成28年4月号 情報通信課通信

ページ番号 195559

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート

 シェア

2016年4月1日



高所カメラってなに？

京都市では、阪神・淡路大震災のような大規模な災害が発生したときに、市内の被害状況をいち早く把握するため、市内5箇所に高所カメラを設置しています。この高所カメラは、京都市消防局3階の消防指令センターの大型ディスプレイに常時表示されており、通常の火災発生時においても、消防車が現場に到着するまでの間にカメラ映像により、早期に燃焼状況等を把握し、増強出動を行うなど、市内の災害情報収集に役立っています。また、平成23年度からは、局本部庁舎内、消防活動総合センター及び消防署(分署)でも任意のカメラ映像を確認できるようになりました。

地震等の大規模災害発生時には、比叡山、東部山間、小塩山の高所カメラ等の災害状況映像を災害の影響を受けない通信衛星を利用して、総務省消防庁や京都府庁、他都市の消防本部等に送り、即時応援体制を確立することができます。

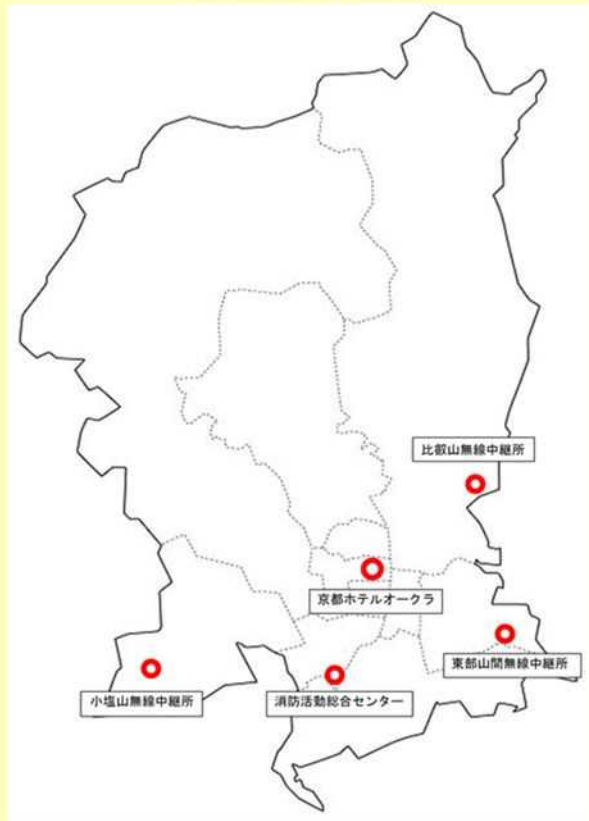
どこにあるの？

高所カメラは、以下の5箇所に配置されています。高所に設置する必要があるため、無線中継所の鉄塔等に設置しています。

設置場所	運用開始年度	海拔
比叡山無線中継所	平成8年度	710m
小塩山無線中継所	平成8年度	580m
東部山間無線中継所	平成8年度	270m
京都ホテルオークラ屋上 (京都市消防局)	昭和63年度 (昭和63年度～平成6年度)	110m
消防活動総合センター	平成20年度	100m

※ 海拔とは、平均海面からの高さのことで、京都タワーの先端は海拔159mになるそうです。

高所カメラ市内配置図



どんな機能があるの？

高所カメラには、以下の機能があります。

1. 35倍高倍率ズームレンズにより、小さな物を大きく撮影したり、遠方の物を拡大して撮影することができます。また、2倍エクステンダを標準装備しており、最大70倍(光学)までの望遠が可能です。
2. 高感度機能及びデジタルノイズリダクション機能により、夜間でも高画質な撮影が可能です。
3. カメラが向いている方向は、指令台上の地図で確認することができます。
4. 高所カメラは消防指令システムと連携しており、火災指令を発令する際に、発生場所が確定した時点で、全てのカメラが自動的に発生場所へ向きを変えることができます。

高所カメラ外観図



指令台画面(各カメラ方向の交差点が災害現場)



どんな風に見えるの？

消防活動総合センターのカメラを一番引いた視点の映像



消防活動総合センターのカメラを最大ズームした視点(約70倍)の映像





平成28年
4月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる

平成28年4月号 警防計画課通信

ページ番号194631

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2016年4月1日



京都市消防局の職員でも、ほとんどの方にはなじみが薄いと思われる。今回は、警防計画課が事務局を務めている「名神高速道路消防協議会」について、「Web京都消防」の前身、機関誌「京都消防」で13年前に掲載した記事に、時点修正等を加えて、改めて御紹介します。

名神高速道路について

まず、「名神高速道路」という呼び名は、実は「小牧～西宮」間の営業路線名(通称)です。正式名称を「中央自動車道西宮線」といい、日本で最初の「高速自動車国道」として、昭和38年(1963年)7月に「栗東～尼崎」間で開通しました。この建設工事は、昭和33年(1958年)10月に京都市山科区内で最初に着手されており、現在も「名神高速道路起工の地」として石碑が残っています。



「名神高速道路起工の地」の石碑

開通当初は、現在のような大型トラックの通行が少なく、観光目的の自家用車の利用が中心だったようで、「高価な観光道路だ。」という批判もあったようですが、昭和40年代後半以降は、特に阪神、中京間の貨物輸送の主軸として活躍し、また、沿線地域の急速な発展の引き金となったのです。

高速道路の消防体制を追求して…

ひとたび事故が発生すれば、大量の自動車が常に高速で通行するという危険な環境の下、交通への影響を最小限に、災害対応を迫られる消防の任務はとても重いものです。

では、私たち消防は、これまで、どのように高速道路上の災害と向き合おうとしてきたのでしょうか？

実は、道路公団と消防機関の間で、高速道路の安全性について認識の相違がありました。当時の日本道路公団は、「名神高速道路は自動車の力学的特性のほか、運転する人間の生理的、心理的な面の感情特性にも配慮した『力学と人間工学の調和』を基調としていて、幾何構造上万全な設計である。」といった理由から、「名神高速道路は極めて安全で、万一、災害が発生しても、その頻度は非常に少ない。」としていました。これは、今も議論が分かれるところかもしれませんが、「交通事故の発生要因は人為的要素によるものがほとんどであるから、各種災害の発生危険は一般道路と変わらない。」とする消防の見解とは、大きく違っていたわけです。

また、供用開始当時は、救急業務が法制化されたばかりの頃で、現在のように救急体制が確立されていたとは言えず、消防本部によって大きな格差がありました。現在、30隊ある京都市の救急隊が、まだ11隊しかなかった頃の話なのです。

しかし、沿線の消防関係者は困難な状況の中にあっても、当初から、一貫して救急業務は市町村の消防が実施すべきであると意思を固めていました。

一方、道路公団は、当初、全ての市町村に救急業務を委ねることは困難であるとして、救急業務と消防業務を切り離して考え、救急業務については警察と協力して独自で実施する計画を立案していたそうです。

日本初の高速自動車国道の供用開始を前に「安全の確保」は、かみ合わない関係者の間で揺れていました。

名神高速道路消防協議会の結成へ

揺れ動く安全対策、迫る供用開始。安全確保に関する認識のズレは、「安全」に対する認識の違いからスタートしていましたが、さらに、各消防本部が個別に日本道路公団と協議していたため、協議内容に統一性を欠いていたことにも原因がありました。

そこで、窓口の一本化と沿線消防本部の意思統一を図り、「消防の総意」として日本道路公団と協議するというカタチが生まれました。これが、沿線消防長による「防災対策会議」です。さらに、これは事務局の性格を持った「名神高速道路消防連絡室」の設置へ進展し、昭和47年(1972年)11月24日、意思決定権の付与を含めて組織化された「名神高速道路消防協議会」の設立へと至りました。それ以来43年間、当警防計画課は、この協議会の事務局を担っているのです。

名神高速道路消防協議会の取組

平成17年(2005年)には、日本道路公団が民営化されたことにより、東日本、中日本、西日本の3つの高速道路株式会社(NEXCO)として生まれ変わるなど、関係機関の紆余曲折も経ながらもではありますが、この名神高速道路消防協議会では、高速道路災害をテーマにした研修会や、道路管理者、高速警察隊等との合同訓練を実施して災害対応力の向上を目指し、総会や事務担当者会議を通じて、様々な課題の抽出・検討・解決に取り組んでいます。



第43回総会の様子



特別講演会の様子

そもそも、高速道路上での災害では、インターチェンジが非常開口部からしか進入できず、基本的に順行でしか現場に到着できないうえ、交通規制がなければ車両は高速で真横を通過します。場所によっては長大トンネルもありますし、路側帯の狭い区間もあります。そういったことから、一般道とは異なる活動が要求されます。中でも、消防と道路管理者や高速警察隊との連携活動は、二次災害を防ぐためにも特に重要です。「各機関との連携体制は、これでいいのか？」これは協議会の取組の中でも大きな柱となっています。昨年度の防災研修会においても、道路管制センターの見学や「高速道路上における安全管理について」をテーマに研修を行っていますが、道路管理者や高速警察隊との連携のあり方を根本的なところから追求しようとしています。



防災研修会の様子



総合訓練の様子

京都市の周辺では、京滋バイパスや第二京阪道路、京都縦貫自動車道、新名神高速道路等々、自動車専用道路網がどんどん整備されており、今後、応援出動も含めた高速道路災害の対応は増えていくことが考えられます。

高速道路上の更なる安全に向けて、今後も検討を重ねていきますので、名神高速道路に出動する可能性のある各隊の皆さんには、是非、協議会の事務局に御意見をいただくなど、御協力をお願いしたいと思います。



お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる

平成28年4月号 教養課通信

ページ番号196392

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート

 シェア

2016年4月1日

教養課通信



専科教育・警防課程を実施

 消防学校 教養課
 2月15日～26日

京都市消防学校では、平成28年2月15日から26日まで、「警防課程」を実施し、京都市内の各消防署(分署)から21名の職員が受講しました。

本課程は、消防隊や特別救助隊の副隊長に対し、警防行政の現状と課題を理解させるとともに、災害現場活動の対応能力の向上を図る目的で実施したものです。10日間の課程では、専門的知識や技術を習得させるため、車両やLPガス、アセチレンガス等(高圧ガス)の事故時の対応について、また、各種測定器の基礎知識を得るため、各専門家をお招きし、講義や訓練を行いました。実技訓練では、警防部消防救助課(訓練担当)の職員が指導に当たり、実火災や応用的な建物火災について、実践的な内容で実施しました。本年度から、エコランド音羽の社の御協力を得て、急傾斜地に実際にホースを延長し、小型動力ポンプを使用した中継送水、放水訓練も実施し、充実した教育ができました。

実火災訓練



講義：車両火災対応


 講師：トヨタカローラ京都株式会社
 平岡 俊弥 様


講義：署指揮隊員の活動



建物火災対応訓練





平成28年
4月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年4月号](#)
平成28年4月号 わが社の防火防災自慢

平成28年4月号 わが社の防火防災自慢

ページ番号 195013

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

[ツイート](#)

[シェア](#)

2016年4月1日



わが社の防火防災自慢

区民目線で防火・防災の取組を推進します!!

上京区役所 地域力推進室

総務・防災課長 森 重樹 氏



上京区について

上京区には、日本を代表する茶道の三千家や西陣織、学問の神様で有名な北野天満宮をはじめとする数多くの神社仏閣などがあり、様々な芸術や美術、文化が生み出され、今日まで受け継がれてきました。その中で培われた知恵や地域の人々の絆が今も健在で、上京区の大きな魅力になっています。また、日本初の公立小学校である番組小学校を基礎とした学区単位の自治は、今でも、区内の17学区に受け継がれており、夏祭り等の行事から、防犯、防災、福祉に至るまで、様々な活動が活発に行われています。

上京区役所の紹介

上京区役所は、「絆で織りなす住みよいまち 上京」を旗印とし、区長を先頭に、区基本計画、防災、地域振興等を担う地域力推進室や戸籍、住民票、印鑑証明、マイナンバー等を取り扱う区民部、国民健康保険、後期高齢者医療、児童扶養手当、障害者福祉、高齢者福祉、介護保険、生活保護等を取り扱う福祉部（福祉事務所）、食品衛生、生活衛生、母子健康手帳交付、健康診査、予防接種等を取り扱う保健部（保健センター）から構成されています。

また、区総合庁舎には、地域における総合的な環境行政の拠点窓口であるエコまちステーション、納税相談等を取り扱う税務センターも入っています。

区総合庁舎は、平成26年12月に竣工した新しい庁舎です。自然光が差し込む縦格子、西陣織の柱型やカウンター照明、漆塗リエレベーター、市内産木材「みやこ杣木」を使った内装など、1200年を超える歴史と文化が受け継がれている上京区ならではの和の意匠がふんだんに施されています。同時に、ユニバーサルデザインの導入、太陽光発電パネルの設置、屋上緑化、間伐材の利用を促進するペレットストーブの設置など、人や自然への思いやりがいっぱい詰まった、区民の皆様が開かれたやさしい「きづかい」の庁舎となっています。



上京区総合庁舎

防火・防災の取組

防災研修・総合訓練

平成28年3月9日、区総合庁舎において防災研修を、3月16日に総合訓練を、それぞれ実施しました。防災研修は、主として幹部職員に対し、防災についての知識習得と部下職員に対する実践・指導のために行っています。総合訓練は、消火・通報・避難訓練の三本立てからなる全職員を対象とした訓練です。当日は、庁内放送を皮切りに緊迫した訓練を実施しました。



上京区総合庁舎グランドオープン直後に実施した合同消防訓練の様子（平成27年1月）

救命講習会

平成28年3月18日、区役所職員を対象に、普通救命講習を開催しました。区総合庁舎は、区民の方をはじめ、多くの方が来庁されます。このため、万一の場合に備えてAED（自動体外式除細動器）を設置していますが、この訓練は、職員の誰もがAEDを正しく使用でき、心肺蘇生法、止血法等の応急措置を確実にいえるようにするため、実施したものです。

上京自衛消防連絡協議会への加入

区内事業所の一員として地域や他の事業所と連携した防災活動の向上を図るべく、平成27年、京都市の区役所として初めて自衛消防連絡協議会に加入しました。平成27年9月10日に開催された上京区自衛消防隊訓練大会では、新進気鋭の若手職員6名が参加し、訓練の成果を披露しました。今後も訓練を重ねて、技術向上を図っていきます。



上京自衛消防隊訓練大会に初参加したときの様子（平成27年9月）

結びに

上京区は、平安京建都以来1200年以上の歴史を有し、度重なる戦乱や火災等を経ながらも、永く「京(みやこ)」の中心として栄えた文化のまちです。私たちは、先人から受け継いだ財産と区民をはじめとする人々の命を守るため、防火・防災の取組を推進していきます。



お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話:075-682-0119

ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#)

[上京区](#)

[左京区](#)

[中京区](#)

[東山区](#)

[山科区](#)

[下京区](#)

[南区](#)

[右京区](#)

[西京区](#)

[伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる

現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年4月号](#)
平成28年4月号 担当区ぐグット紹介

平成28年4月号 担当区ぐグット紹介

ページ番号194628

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2016年4月1日



学区の紹介

一橋(いっきょう)学区は東山区の南寄りに位置しており、木造民家や複雑な路地が残る、昔ながらの京都を何となく感じさせる趣のある地域です。

学区名は140年以上前に決められた名称で、学区内を南北に走る伏水街道(本町通)に掛かっていた「一の橋」からこの名が付けられました。現在も、東山泉小中学校西学舎のグラウンドに移築された「一の橋」の欄干に、この名を確認することができます。学区中央付近に「池田」という町があり、担当者の私をはじめ、不思議に思う方がありますが、これは平安時代からあった大きな池の名残です。

また、日本最古の七福神巡りで有名な泉涌寺山内をはじめとする、蓮華王院(三十三間堂)、法住寺、新熊野神社、浄心寺、宝樹寺、木造の竜と十二支がある瀧尾神社など、文化財が今も地域に根付いている、生きた歴史のある地域でもあります。

面積は1,377km²、人口5,145人、世帯数は2,724世帯(平成22年10月現在)の規模を有しています。

学区は鉄道により大きく南北に分断され、西部は疏水に隣接する低地であるため浸水危険が高く、一方、東部の山側は土砂災害の危険が高くなっています。



東山泉小中学校西学舎グラウンドに残る「一の橋」

自主防災会の紹介

一橋学区自主防災会は昭和56年11月の発足で、35の自主防災部で構成されています。

活動としては、年間を通じて、ブロックごとに、自主防災部が持ち回りで防火見回りを実施しています。また、年末には、先の見回り活動とは別に、本部役員による防火見回りを実施するなど、放火防止を主眼にした警火心の啓発に、積極的に取り組んでいます。そして、毎年、自主防災部を対象とした防火防災訓練や教育指導を、学区内の14箇所において、消防団の協力のもとに実施し、防災部単位の防災対応力の向上に努めています。

さらに、京都市が推進する「あんしんマイタウン構想」に基づき、「あんしんが共有できる地域づくり」を推進するため、平成12年度には、学区内の事業所(三洋化成工業株式会社 京都工場)と「大規模災害時における協力についての覚書」を締結し、地震及び風水害等において、災害防御活動の支援、資器材の提供、一時的な施設開放などの救援活動を受けられる体制を構築できました。

これらの自主防災活動が高く評価され、平成27年度 京都府知事表彰を受賞されました。



一橋学区自主防災会による「防災マップづくり」の様子



一橋学区自主防災会による東山区総合防災訓練での市民指導の様子

消防分団の紹介

一橋消防分団の結成は昭和23年8月で、60年以上の歴史があります。

5日・20日の無火災推進日や各種防火運動、地元神社仏閣の年中行事における警備などで、平成27年度は30回を超える防火防災行事に参加した、大変、多忙な消防分団です。特に、自主防災部指導では、消火訓練やAED(自動体外式除細動器)を活用した応急処置訓練において、分団独自に作成したパネルを活用するなど、消防職員から見ても学ぶべきところが多く、指導方法に工夫を凝らしたり、指導者を交替しながら、各分団員の指導能力の向上を図るなど、どこまでも努力を怠らず、前向きです。

分団長は市内唯一の女性分団長で、多忙な分団活動を不断の努力で黙々と勤め、分団員からの信頼は非常に厚く、各種行事への分団員の積極的な参加が図られています。

そして、来る平成28年5月に実施される東山消防団総合査閲に向け、現在、訓練を重ねています。一橋消防分団は、査閲直前に短期集中型で訓練するのではなく、スローペースのままで受閲に臨むため、平成27年の査閲が終わった直後から約1年掛けて、小型動力ポンプ操法や訓練礼式などの各種訓練を重ねています。概ね月3回のペースで、訓練手法としては、84歳から20歳代までいる分団員の年齢差による負担を軽減しながら、一時に詰め込むのではなく、体に染み込ませるように反復訓練を行っています。



一橋消防分団による救急指導の様子



一橋消防分団による放水訓練の様子

学区担当者から

どこの担当区でも高齢化や空き家の問題は深刻ですが、幸いにも一橋学区には京都の「町の匂い」が残っています。私が幼い頃に感じた京都の町を今もここでは感じます。ほっこりさせてくれるこの地域に、「精一杯の力を注ぎたい。」と思わせられる...そんな温かい町が「一橋学区」です。



このページに対してご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

お寄せいただいたご意見は、今後のホームページ運営の参考とします。

確認する

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話:075-682-0119

ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる

平成28年4月号 ザ☆救助

ページ番号195342

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2016年4月1日



私の消防人生も、早17年が過ぎました。年齢も40才を過ぎ、いわゆる、組織の中で「中堅」と呼ばれるポストで、現在、仕事をさせていただいています。

本来なら、災害現場での話をするのが適切であると思いますが、今、印象に残る現場をすぐに思い出せないのが本音です。私は、すぐ、人に影響される性格でありまして、今まで様々な方に影響されてきました。その影響された人と、そこから学び、考えたことについて、お話をさせていただきたいと思います。

まず、1人目は、「私の考えていることを、ことごとく読み通してしまわれる」先輩です。元々、単純な私ですが、この先輩にはうそがつけません。まだ、駆け出しの隊員であった頃、訓練、現場でミスを重ねる私の心を見透かしたように、適切な指導をしていただきました。この先輩から受ける指導は、全て、私の心に響くものでした。

人間は十人十色と言いますが、指導の仕方もその人に応じた指導が必要です。私は優秀な隊員ではなかったのに、言い方は野蛮かもしれませんが、「箸にも棒にも掛からぬ」者をその者に応じた指導をし、一人前に育てたいと常に思っています。例えば、自分の思うとおりに指導し、それに応えることのできない後輩を怒鳴り散らすのは簡単ですが、怒鳴り散らすのは教える側の苛立ちに思えます。もちろん私にもその感情はあります。でも、前術の私の尊敬する先輩のような指導ができれば、後輩も一人前に育ち、またその後輩が後に続いて同じ指導をしていく連鎖が起きていくことを願います。

2人目は、「自分の体力、腕力も救助ツールだ！」と教えてくれた先輩です。初め、この先輩のトレーニング量は、「人間の常識の範ちゆうを超えている」と思うくらい、すごいものでした。先輩と同じトレーニングをこなすのは、苦痛なものがありました。しかし、一緒に体力錬成をしていくうちに、付いて行けるようになり、体格も見る見るうちに変わっていききました。

災害現場で一番早い救出方法は、人力であることは言うまでもありません。しかし、我々は安全確実に救出するための担保として、器材を使用して救出しています。現在、消防装備、救助技術は省力化が進んでいます。例えば、ロープレスキューの倍力設定で、要救助者を引き揚げている際、倍力を増やすと楽に引き上げることができますが、ロープを引く量が増え、救助に時間を要します。これは、我々の負担は軽減されますが、要救助者にとっては負担が増えることになると思います。

また、体力を使う災害現場は、そんなに数が多いものではありません。以前は、この体力をいつ使うのか、悩んだり、体力を持って余していると思ったこともありましたが、そこで、私なりに考えたことは、消防の体力は国防の考え方に近いと認識することにしました。それは、戦争というものは、一部の地域、国を除き、特に日本においては、頻りに起きるものではありません。しかし、各国は抑止力として、軍事力を高めていきます。消防の体力も体力を高めることによって、数少ない体力を必要とする災害現場へ立ち向かう準備と、自分は体力があると自信を持つことで、過酷な災害現場へ勇気を持って挑めますし、あるいは、「絶対、要救助者を助けるぞ！」と高いモチベーションにつながっていくものだと思います。これからも、私は体力錬成に努め、モチベーションの維持を図っていくと思います。

最後になりましたが、採用時の論文試験で「10年後の私」という題材を与えられ、私は、人に影響力を及ぼす人間になりたいと書きました。10年はとっくに過ぎてしまいましたが、この投稿を機に考えてみると、人に影響されてばかりで、自分は人に影響されるような人間になれていないと思います。消防人生、折り返し地点を過ぎようとしているのに、まだ10年の目標を達成できていない私ではありますが、これからも生涯の目標として前述したことを意識し、仕事に精進していきたいです。



平成27年2月
▲右から2人目が筆者



平成28年1月
▲3列目中央が筆者

平成28年
4月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる

平成28年4月号 あの日あの頃

ページ番号194627

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2016年4月1日

あの日あの頃

良きかな 我が消防人生

伏見消防署 穴戸 憲一



新たな出会い

私は京都市消防局に採用される前、大阪府堺市にて8箇月ほど、一般企業に勤めていましたが、消防士という職業への憧れから退社し、昭和54年から昭和56年まで、アルバイトをしながら職員採用試験の勉強をしていました。

猛勉強の末、採用試験に合格し、昭和56年10月、伏見区墨染通沿いにあった当時の京都市消防学校に入校し、半年間の楽しくも苦しい学校生活(初任教育)を送りました。

それまで送ってきた生活とは異なる非日常的な毎日の連続で、同期生と共に汗をした訓練などの風景を、今も鮮明に思い出することができます。

新たなるスタート

半年間の初任教育を終え、消防学校を卒業し、配属されたのが右京消防署で、ここから私の本格的な消防人生が始まりました。

昭和57年から平成3年までの10年間勤務した右京消防署での思い出を掘り起こしてみると、様々な災害出動がありました。大規模な事業所での火災、活動時間が10時間以上に及び、現場で夜を明かした山林火災や台風が京都を通過するときに起こった炎上火災など、数え上げると切りがありません。

その中で、冬場に起こったある火災現場での出来事が、私にとって最も印象に残っています。右京消防署から他の行政区へ屈折はしご車で応援出動したときのこと、塔上放水のため出火建物の上にバスケットを旋回した途端、操作不能に陥りました。空気呼吸器を着装していなかった私は、濃煙の中にバスケットごと飲み込まれ、「俺はここで死んでしまうのか。」と覚悟をしました。数分後には、操作が可能になり、今もこうして元気に勤務していますが…。操作不能になった原因は、作動油が寒さのために一時的に凍結したものと推測されます。今では、消防車に、活動隊員全員分の空気呼吸器が配置されていますが、当時は、消防車に2~3基の積載だったと思います。この現場からの引揚げ時に、梯体につららが多数できていたのが印象的でした。

もう一つ、御室消防出張所が建て替えになり、新庁舎で勤務できたことは、とても嬉しい体験でした。何もかもが新品で、事務所も広く、あの頃には珍しく土足厳禁の職場でした。



平成2年1月
京都市消防出初式にて
◀中央が筆者



平成2年4月
右京消防署御室消防出張所にて

あと残り数年

年齢が40歳を迎えた頃から、月日の経過が加速したように感じます。

また、自分では若いつもりでも、皮膚の艶が無くなり、体力の回復にかなり時間を要しますし、同僚からの非番や休日の飲み会への誘いも、随分、少なくなりました。今年で58歳を迎える今を自覚しており、周りの皆さんも気づってくれているようです。しかし、「あと2年...まだ5年」は、何とか現役で動けるよう、ウォーキングやサイクリングなどを通じて災害現場で活躍できる体力・筋力の維持に努めています。

定年退職を迎えたときに、自分を振り返って、消防の仕事を選んで良かったと思えるように、残り数年を過ごしたいと思いません。

これからの京都消防について

私がまだ若かりし頃の災害現場と現在の災害現場とで、「人を助ける」という活動に違いはありませんが、今は使用器材の充実や災害現場活動マニュアルの策定など、安全性が図られています。

災害現場活動だけでなく、市民のニーズが多様化し、市民の命を守ることにつながる業務に対して、より一層のプロ意識を持って対応していかなければならない時代にあります。これから京都消防を担っていく後輩の皆さんには、厳しいと感じることもあると思いますが、この重圧に負けずに、いつか退職する際には、表現方法は違っても「良きかな我が消防人生」と思えるよう、業務にまい進して欲しいと願います。



平成28年2月
伏見消防署にて
◀前列右から3人目が筆者

平成28年
4月号目次

このページに対してご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

お寄せいただいたご意見は、今後のホームページ運営の参考とします。

確認する

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話:075-682-0119

ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年4月号](#)
平成28年4月号 お知らせ ～平成28年度消防防災科学技術賞作品募集～

平成28年4月号 お知らせ ～平成28年度消防防災科学技術賞作品募集～

ページ番号 196316

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



2016年4月1日

平成28年度消防防災科学技術賞作品募集応募要領

 [平成28年度消防防災科学技術賞作品募集応募要領\(PDF形式, 1.61MB\)](#)



PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード\(無償\)してください。](#)



お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)